



第 363 号・平成 21 年 7 月発行

○人事異動

■人事異動

○諸 報

■平成 21 年度第 1 回小樽商科大学地域連携協議会を開催

■小樽商科大学附属図書館所蔵貴重図書展示会 2009 を開催

■小樽商科大学緑丘奨励金授与式を挙行

■シェフィールド大学が本学を訪問

○規 程

■ 一部・全部改正

■ 新規制定

○主要日誌

■ 平成 21 年 6 月主要日誌

○行事予定

■ 平成 21 年 7 月予定

# 人 事 異 動

総 務 課

平成 2 1 年 7 月 1 日付け発令

発令事項（新職名）	氏 名	旧職名（現職名）
<b>【採用（非常勤職員）】</b>		
商学部（地域研究会）学術研究員	石 田 三 成	
商学部（地域研究会）学術研究員	神 崎 稔 章	
商学部（地域研究会）学術研究員	渡久地 朝 央	

6月8日（月）、本学第1会議室において平成21年度第1回小樽商科大学地域連携協議会を開催しました。

協議会には、構成員である北海道、札幌市、小樽市の3自治体及び小樽商工会議所が出席し、平成20年度連携事業の実施結果について事業の実施機関から報告が行われました。続いて、意見交換が行われ、各事業共に一定の成果が見受けられるので、実施した意義があったとの評価がありました。

【平成20年度連携事業（提案機関）】

1. 東アジア・マーケットリサーチ事業（小樽市）
2. 制度融資に代わる中小企業振興策の策定（小樽市）
3. 国際交流事業の連携（小樽商科大学）
4. 留学生等のホストファミリーの連携拡大（小樽商科大学）

次に、各機関から提案のあった平成21年度連携事業（継続4件、新規1件）について協議を行い、全事業について連携事業として採択しました。

なお、次回の連携協議会は、今回採択された連携事業についての実施計画を協議することとしました。

【平成21年度連携事業（提案機関）】

1. 東アジア・マーケットリサーチ事業（小樽市：継続）
2. 制度融資の指標金利の検証（小樽市、小樽商工会議所：継続）
3. 定住自立圏構想の検討について（小樽市：新規）
4. 小樽市と小樽商科大学の国際交流事業の連携（小樽商科大学：継続）
5. 留学生等のホストファミリーの連携拡大（小樽商科大学：継続）

（総務課）



（会議風景）

本学附属図書館では、本学の大学祭である緑丘祭・緑宵祭を記念して、6月27日（土）及び6月28日（日）に3階自習室で、小樽商科大学附属図書館所蔵貴重図書展示会2009を開催し、2007年にご遺族から寄贈いただいた古瀬大六元教授・元附属図書館長の旧蔵書と四女で漫画家の山下和美氏が古瀬元教授をモデルに描いた著作26冊を含む古瀬大六文庫を初展示したほか、マルクス、マルサス等の経済学の名著初版本、フランス百科全書初版、本学卒業生の伊藤整、小林多喜二の著作初版本をはじめとした附属図書館所蔵貴重図書を展示しました。

展示会では、古瀬大六元教授が『商学討究』に書かれた論文（本学学術成果コレクションBarrel (<http://barrel.ih.otaru-uc.ac.jp/>)で本文閲覧可能）について紹介した新聞記事や古瀬元教授のゼミに在籍したこともある山本学長が語る古瀬大六元教授の思い出などをパネルにして展示しました。

展示会は、緑丘祭開催中ということもあり、2日間で239人の方に来場いただきました。

来場者からは、

- ・「とても古く貴重な本を見れて良かったです。」
- ・「「天才柳沢教授」の本は前からファンで、今回マンガに関連した貴重な資料を見れて感激しました。」
- ・「これだけの書物が収集されているとは驚きです。商大の奥行きの高さを感じました。」
- ・「はじめて古瀬さんの人物について知りました。興味深い人物です。」
- ・「貴重な書を直接見ることができて大変良い機会にめぐりあえました。」
- ・「商業、経済の貴重な本だけでなく、思想や法律の本の展示も充実していて驚きました。古瀬大六文庫も先生の書き込みやしおりがそのまま残されていてとても良かったです。」

といった感想が寄せられました。

(学術情報課)



(展示会の様子)

6月18日(木)学長室において、緑丘奨励金授与式が行われました。「緑丘奨励金」は、1年次に優秀な成績を修めた学部2年生10名と大学院2年生の各専攻それぞれ1名に後援会助成金から奨励金を授与する制度です。

この日は、緑丘会本部から齊藤慎二理事長はじめ桶谷事務局長、坂本常務理事に出席いただき、学生一人一人に奨励金が授与され、励ましの言葉をいただきました。

(学務課)



(緑丘奨励金を授与された学生達)

6月19日（金）、協定大学である、英国のシェフィールド大学のクレア・ベインズ大学運営担当事務長が本学を訪問しました。今回の訪問は、文部科学省とシェフィールド大学との職員交流プログラムに基づいて、ベインズ氏が日本の大学における国際企画・交流状況調査を行う目的として、実現したものです。学長室での会談では、国立大学法人化後の大学経営や外部資金獲得等、大学運営に関わる事項及びシェフィールド大学との交流状況について、2時間程意見交換を行ないました。また、現在シェフィールド大学から本学へ派遣されている交換留学生、リー・ジリアンさんも同席し、本学での経験についてベインズ氏と歓談しました。会談後ベインズ氏は、附属図書館の貴重図書及び国際交流会館等を見学し、本学への理解を深めていました。

（国際企画課）



（学長室での会談）



（会談後の記念撮影。前列右から山本学長，ベインズ氏）

学内規程中，一部（全部）改正のあったものを掲載します。各規程の詳細については，総務課総務係（5207）までお問い合わせ願います。

[1. 国立大学法人小樽商科大学授業料等徴収規程](#)

[2. 再雇用職員就業規則](#)

[3. 嘱託職員就業規則](#)

[4. 職員の育児休業等に関する規程](#)

[5. 職員安全衛生管理規程](#)

[6. 非常勤職員就業規則](#)

[7. 職員給与規程](#)

(趣旨)

第1条 国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）における授業料その他の費用に関しては、他の規程等に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業料等の額)

第2条 本学において徴収する授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額は別表1，公開講座等の講習料の額は別表2のとおりとする。ただし，分割等により徴収の額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。

(長期履修学生の授業料)

第3条 修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し，卒業又は修了することが認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料の年額は，当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り，前条の規定にかかわらず，卒業又は修了までに納付すべき授業料の総額を長期在学期間の年数（長期在学期間に6か月がある場合は2分の1とする。）で除した額とする。

2 在学中に授業料が改正された場合は，改正後の授業料の額により，再計算を行うものとする。ただし，修業年限又は標準修業年限以後の改正による再計算は行わないものとする。

3 長期在学期間の延長（以下「延長」という。）が認められた者の授業料の年額は，延長が認められた年度以降に納付すべき授業料の総額を，延長が認められた年度以降に在学する年数（長期在学期間に6か月がある場合は2分の1とする。ただし，延長の開始が学年の途中の場合は翌年4月からの年数とする）で除した額とする。

4 長期在学期間の短縮（以下「短縮」という。）が認められた者の授業料の年額は，短縮後の期間に応じて第1項の規定により再計算した額とする。なお，再計算した額から短縮が認められる以前の額を控除した額に短縮が認められた年度以前の長期在学期間の年数（長期在学期間に6か月がある場合は2分の1とする。）を乗じて得た額を，短縮を認めるときに徴収するものとする。

(研究生等の授業料)

第4条 研究生及び特別研究学生の授業料は，研究期間に応じて徴収することとし，各月に係る授業料に研究月数を乗じて得た額を，別に指定する期日・納入方法により前納しなければならない。ただし，研究期間が6か月を超えるときは，6か月ごとに分納することができる。

2 特別研究学生が国立大学法人の大学，短期大学または大学院以外の学生であるときは，第2条に定める授業料を徴収する。

3 特別研究学生が国立大学法人の大学，短期大学または大学院の学生であるときは，授業料は徴収しない。

4 協定等に基づき特別研究学生として入学する公立または私立の大学院学生については，第2項の規定にかかわらず授業料を徴収しない。

#### (科目等履修生等の授業料)

第5条 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は，履修単位数に応じて徴収することとし，1単位数に係る授業料に履修単位数を乗じて得た額を，別に指定する期日・納入方法により前納しなければならない。ただし，小樽商科大学短期留学プログラム規程第6条第2号に基づく科目等履修生については前納とせず，別に指定する期日・納入方法により納入するものとする。

2 小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻「大学院連携によるMBA特別コース」実施要項（以下，「MBA特別コース実施要項」という。）に基づく科目等履修生については，授業料を徴収しない。

3 特別聴講学生が国立大学法人の大学，短期大学または大学院以外の学生であるときは，第2条に定める授業料を徴収する。

4 特別聴講学生が国立大学法人の大学，短期大学または大学院の学生であるときは，授業料は徴収しない。

5 協定等に基づき特別聴講学生として入学する公立または私立の大学等の学生については，第3項の規定にかかわらず授業料を徴収しない。

#### (入学料)

第6条 入学料は，入学手続をする際に徴収するものとし，別に指定する期日・納入方法により納付しなければならない。ただし，本学の学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラムに基づく大学院学生，本学の博士前期課程又は専門職学位課程を修了（9月修了を含む。）し，当該修了年度の翌年度に本学の博士後期課程に進学する大学院学生，本学の博士前期課程を修了（9月修了を除く。）し，当該修了年度の翌々年度に博士後期課程に入学する大学院学生，国立大学法人12大学大学院社会人学生転入学選抜要項に基づく大学院学生，MBA特別コース実施要項に基づく科目等履修生及び大学院学生，特別研究学生及び特別聴講学生に係る入学料は徴収しない。

2 納付した入学料は、返還しない。

(検定料)

第7条 検定料は、入学を志願するときに納付するものとし、別に指定する期日・納入方法により納付しなければならない。ただし、本学の学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラムに基づく大学院学生、国立大学法人12大学大学院社会人学生転入学選抜要項に基づく大学院学生、MBA特別コース実施要項に基づく科目等履修生及び大学院学生、特別研究学生及び特別聴講学生に係る検定料は徴収しない。

2 小樽商科大学学則（以下「学則」という。）第53条第1号の規定により、検定料の全部又は一部を返還する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 検定料を納付した後に願書を提出した者について、出願資格が無いことにより出願を受け付けなかった場合

(2) 出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等により出願資格を欠くことが判明した場合

(3) 学則第50条及び前項前段の規定にかかわらず、出願前に検定料を納付した者が、都合により願書の提出を行わなかった場合

3 前項に基づき返還する検定料の額は次のとおりとする。

(1) 前項第1号及び第3号に該当するときは、納付した検定料の全部。ただし、返還に係る手数料については、検定料を納付した者の負担とする。

(2) 前項第2号に該当するときは、昼間コースにあつては13,000円、夜間主コースにあつては7,800円とする。

4 検定料の返還は、当該検定料を納付した者からの申出に基づき行うものとする。

(寄宿料)

第8条 寄宿料は、各年度において、別に指定する期日・納入方法により納付しなければならない。

2 寄宿料は、国際交流会館に入居する日の属する月分から徴収するものとする。

3 納付した寄宿料は、返還しない。

(講習料)

第9条 公開講座等の講習料で別表2に定める額により難しい場合は、学長が別に定める額とする。

2 講習料は、当該公開講座等の受講の申請が受理されたときに納付しなければならない。

3 納付した講習料は、返還しない。

附則

1 この規程は、平成16年6月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 平成10年度以前の本学入学生に係る授業料の額は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。なお、夜間主コースの学生については表記の額の2分の1とする。

(単位：円)

入学年度	授業料の額（年額）
平成10年度	469,200
平成9年度	469,200
平成8年度	447,600
平成7年度	447,600
平成6年度	411,600

附則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年度の授業料の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学部（昼間コース）及び大学院の授業料の額は、年額528,300円とし、第1学期は260,400円、第2学期は267,900円とする。

(2) 学部（夜間主コース）の授業料の額は、前号の額の2分の1とする。

(3) 研究生及び特別研究学生の第1学期における授業料の月額は28,900円とする。

(4) 科目等履修生及び特別聴講学生の第1学期における授業料の額は、1単位14,400円とする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年9月15日から施行する。

附則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 本学の大学院商学研究科現代商学専攻修士課程を修了（9月修了を含む。）し、当該修了年度の翌年度にこの規程による同専攻博士後期課程に進学する場合は、入学料は徴収しない。

3 本学の大学院商学研究科現代商学専攻修士課程を修了し（9月修了者を除く。）、当該修了年度の翌々年度にこの規程による同専攻博士後期課程に入学する場合は、入学料は徴収しない。

附則

この規程は、平成20年9月29日から施行し、平成20年6月11日から適用する。

附則

この規程は、平成21年6月22日から施行する。

別表1（単位：円）

区分	教育課程等	金額
授 業 料	学部（昼間コース）	（年額） 535,800
	学部（夜間主コース）	（年額） 267,900
	大学院	（年額） 535,800
	研究生	（月額） 29,700
	特別研究学生	（月額） 29,700
	科目等履修生	（1単位） 14,800

	特別聴講学生	(1単位) 14,800
入 学 料	学部 (昼間コース)	282,000
	学部 (夜間主コース)	141,000
	大学院	282,000
	研究生	84,600
	科目等履修生	28,200
検 定 料	学部 (昼間コース)	17,000
	学部 (夜間主コース)	10,000
	編入学・再入学 (昼間コース)	30,000
	編入学・再入学 (夜間主コース)	18,000
	大学院	30,000
	研究生	9,800
	科目等履修生	9,800
	寄宿料 (世帯用)	(月額) 12,900

寄宿料（単身用）	（月額） 6,400
----------	------------

別表2（単位：円）

1講座当たり時間数	公開講座講習料
5時間以下	5,200
5時間を超え 10時間以下	6,200
10時間を超え 15時間以下	7,200
15時間を超え 20時間以下	8,200
20時間を超え 25時間以下	9,200
25時間を超え 30時間以下	10,200
30時間を超え 35時間以下	11,200
35時間を超え 40時間以下	12,200
40時間を超え 45時間以下	13,200

45時間を超え 50時間以下	14,200
50時間を超え 55時間以下	15,200
55時間を超え 60時間以下	16,200
60時間を超え 65時間以下	17,200
65時間を超え 70時間以下	18,200
70時間を超え 75時間以下	19,200
75時間を超え 80時間以下	20,200
80時間を超え 85時間以下	21,200
85時間を超え 90時間以下	22,200
90時間を超え 95時間以下	23,200
95時間を超え 100時間以下	24,200
100時間を超え 105時間以下	25,200
105時間を超え 110時間以下	26,200

学内規程中、新規制定されたものを掲載します。各規程の詳細については、総務課総務係（5207）までお問い合わせ願います。

### [1. 小樽商科大学スペース・コラボレーション・システム事業実施規程を 廃止する規程](#)

## 小樽商科大学スペース・コラボレーション・システム事業実施規程を廃止する規程

第1条 小樽商科大学スペース・コラボレーション・システム事業実施規程（平成11年6月9日制定）は、廃止する。

### 附則

この規程は、平成21年6月26日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

## 主要日誌

平成21年6月

1	月	13:30～課長・室長会（局長室）
2	火	9:00～博士後期課程入試業務担当者会議（総務・財務担当副学長室）
3	水	13:00～地域研究会運営委員会（第2） 14:35～ <a href="#">学部・大学院合同教授会</a> （第1） 15:30～ <a href="#">学部教授会</a> （第1） 15:35～ <a href="#">教育研究評議会</a> （第1）
4	木	13:00～インターンシップ専門部会（教育担当副学長室）
8	月	10:30～地域連携協議会（第1） 13:30～課長・室長会（局長室） 14:30～博士後期課程専任教員会議（第1）
9	火	17:00～学生委員会（第2）
10	水	9:00～入学試験委員会（第2）
11	木	10:30～教育開発センター運営委員会（第2）
15	月	10:30～大学評価委員会（第2）
17	水	10:30～学生委員会（第2） 13:00～財務委員会（第2） 14:36～学部・大学院合同教授会（第1） 15:33～学部教授会（第1） 15:42～現代商学専攻会議（第1） 15:35～教育研究評議会（第1） 18:30～アントレプレナーシップ専攻オープンクラス

		(札幌サテライト)
18	木	10:00～緑丘奨励金授与式 (学長室) 13:05～教務委員会 (教育担当副学長室)
19	金	12:00～第二回インターンシップオリエンテーション (104講義室)
20	土	14:00～OBSフォーラム2009 (札幌富士ビル)
22	月	13:00～学長選考会議 (第1) 14:00～経営協議会 (第2) 終了後 役員会 (学長室)
23	火	9:30～博士後期課程入試業務担当者会議 (総務・財務 担当副学長室) 13:00～学部教育開発部門会議 (教育担当副学長室) 18:30～アントレプレナーシップ専攻オープンクラス (札幌サテライト)
24	水	13:00～国際交流委員会 (研究等B) 14:30～図書館運営委員会 (図書館会議室) 16:00～百周年広報小委員会 (第2)
25	木	10:30～百周年記念式典小委員会 (第2) 18:30～アントレプレナーシップ専攻オープンクラス (札幌サテライト) 緑宵祭 (～27日)
26	金	13:00～入試広報・高大連携専門部会 (教育担当副学長 室) 18:30～アントレプレナーシップ専攻平成22年度前期 入試説明会 (札幌サテライト) 緑丘祭 (～28日)

## 行事予定表（7月）

1	水	10:30～アントレプレナーシップ専攻会議（第1） 14:30～教授会等（第1）
2	木	
3	金	16:30～キャンパス美化委員会（第2）
4	土	第56回北海道地区大学体育大会（～5日）
5	日	13:00～平成21年度第1回商大オープンキャンパス
6	月	
7	火	創立記念日（休日）
8	水	14:30～インターンシップ事前教育（104講義室） 19:00～現代商学専攻博士前期課程平成22年度前期入試説明会（札幌サテライト）
9	木	
10	金	
11	土	
12	日	
13	月	
14	火	17:00～現代商学専攻博士前期課程平成22年度前期入試説明会（大学会館多目的ホール）
15	水	10:30～アントレプレナーシップ専攻会議（第1） 14:30～教授会等（第1） 14:30～第1回就職ガイダンス（210講義室）
16	木	13:00～アントレプレナーシップ専攻平成22年度前期入試説明会（大学会館多目的ホール）

		13:00～国際交流委員会（研究棟B）
17	金	
18	土	
19	日	
20	月	
21	火	
22	水	10:30～（予定）アントレプレナーシップ専攻会議（第1） 14:30～（予定）教授昇任教授会（第1） 15:00～（予定）4年生対象企業合同セミナー（札幌サテライト）
23	木	
24	金	10:30～入学試験委員会（第2） 18:30～OBS相談会（札幌サテライト）
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	前期定期試験（～8月4日）
29	水	14:30～図書館運営委員会（図書館会議室）
30	木	
31	金	